

概要編

1 世田谷区のユニバーサルデザインへのあゆみ

1 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例の制定

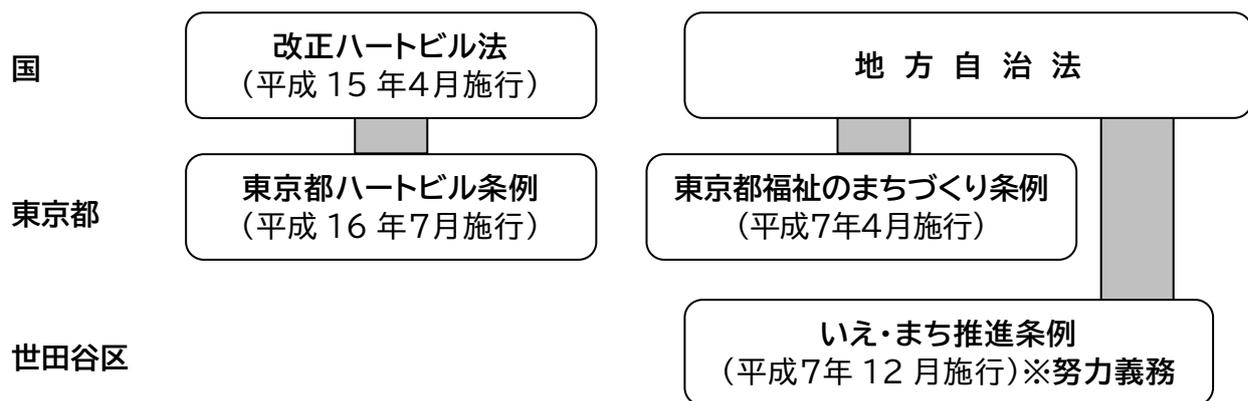
世田谷区は、区政の主要な課題として「区民のだれもが安心して暮らせるまち」、「人々とのふれあい、支えあいながら生き生きと活動できるまち」をめざし、福祉のまちづくりを推進してきました。

昭和56年の「国際障害者年」を契機として、昭和57年4月に「世田谷区福祉のまちづくりのための施設整備要綱」を制定し、公共施設の整備改善を行うとともに、梅ヶ丘駅周辺地域をモデルに総合福祉センター、梅丘中学校周辺の道路など、人にやさしい施設整備を進めました。平成5年4月には同要綱を「世田谷区やさしいまちづくりのための施設整備要綱」と改正し、民間施設の整備、誘導にも積極的に取り組んできました。

国においては、平成6年9月「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」が施行され、特定建築物に対するバリアフリー対応の努力義務が法律で規定されました。

これを受けて区においてこれまでの成果を踏まえつつ、世田谷の地域性を生かしたよりきめ細かな福祉的な環境整備を推進するため、「世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（以下「いえ・まち推進条例」という。）」を平成7年11月に制定（平成7年12月施行）し、平成9年3月には世田谷区福祉的環境整備審議会の答申を受け、平成9年3月に公共的施設及び集合住宅の整備基準や届出手続きなどについて「条例施行規則」を制定しました。

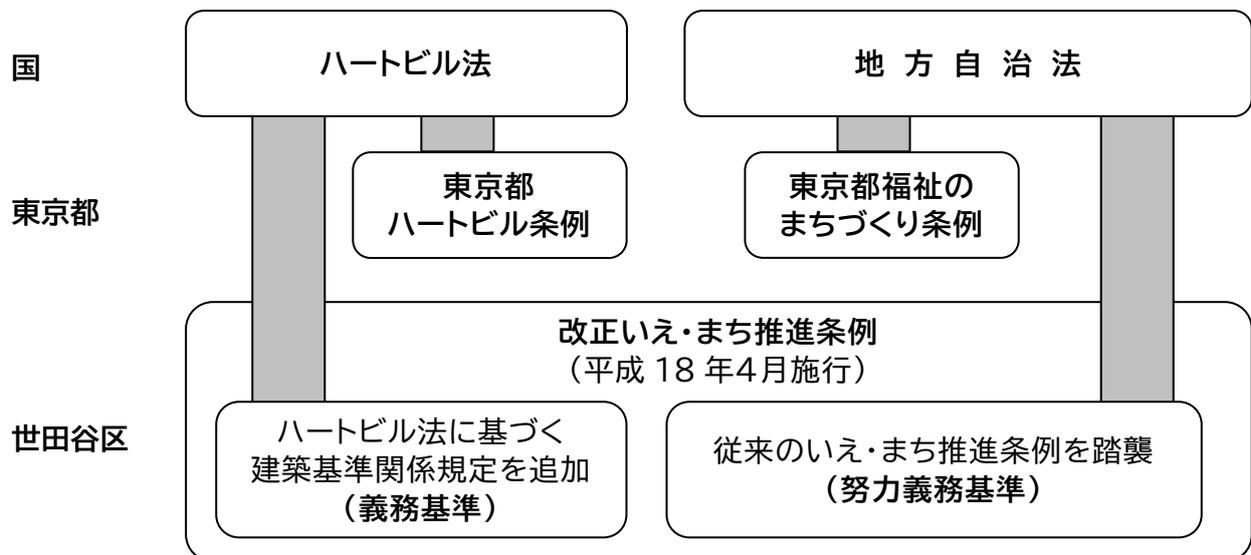
その後、平成12年5月「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）」が公布され、福祉的環境整備のための法律の整備が進みました。更に平成15年4月には、改正ハートビル法が施行され、建築基準関係規定として利用円滑化基準の適合義務の創設と、地方公共団体が条例による付加事項を規定できる等の内容が盛り込まれました。この改正に基づき、東京都は「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「東京都ハートビル条例」という。）」を平成16年7月に施行しました。



2 いえ・まち推進条例の改正

ハートビル法及び東京都ハートビル条例の改正を踏まえて、区でも更に福祉的環境の整備を確実に推進するために、いえ・まち推進条例にハートビル法に基づく建築基準関係規定を盛り込み、平成17年6月に改正（平成18年4月施行）しました。

この改正では、住宅都市としての世田谷区の特性に鑑み、実状に即して義務対象となる建築物の用途及び規模の適用範囲の拡大及び整備基準（利用円滑化基準）の充実を図りました。

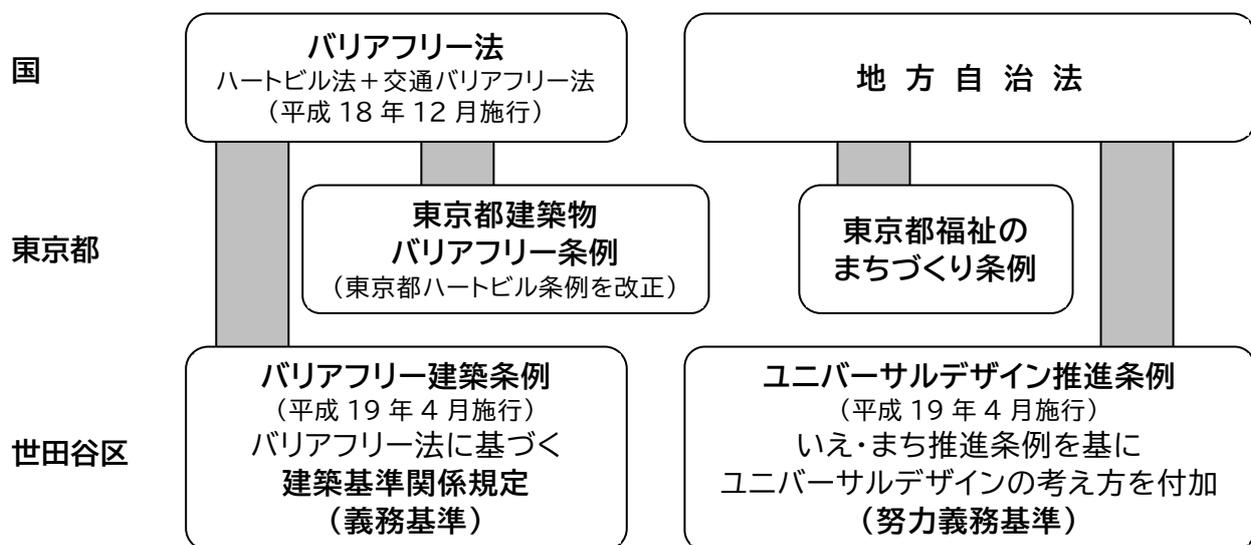


3 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の制定

社会の急速な高齢化と少子化の進展、高齢者や障害者を含めたすべての人々の社会参加要請の高まりの中で、ユニバーサルデザインの考え方が重要視されるようになり、平成18年6月、国は、ハートビル法と交通バリアフリー法を一体化し、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」を制定、平成18年12月に施行しました。

区においても、ユニバーサルデザインに係る施策の推進を図るため、「世田谷区ユニバーサルデザイン推進大綱」を策定し、庁内の横断的かつ継続的な連携を示すとともに、バリアフリーを継続・発展させるために、平成19年3月に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」（以下、「ユニバーサルデザイン推進条例」という。）を制定（平成19年4月施行）しました。この条例の制定に伴い、いえ・まち推進条例は廃止しました。

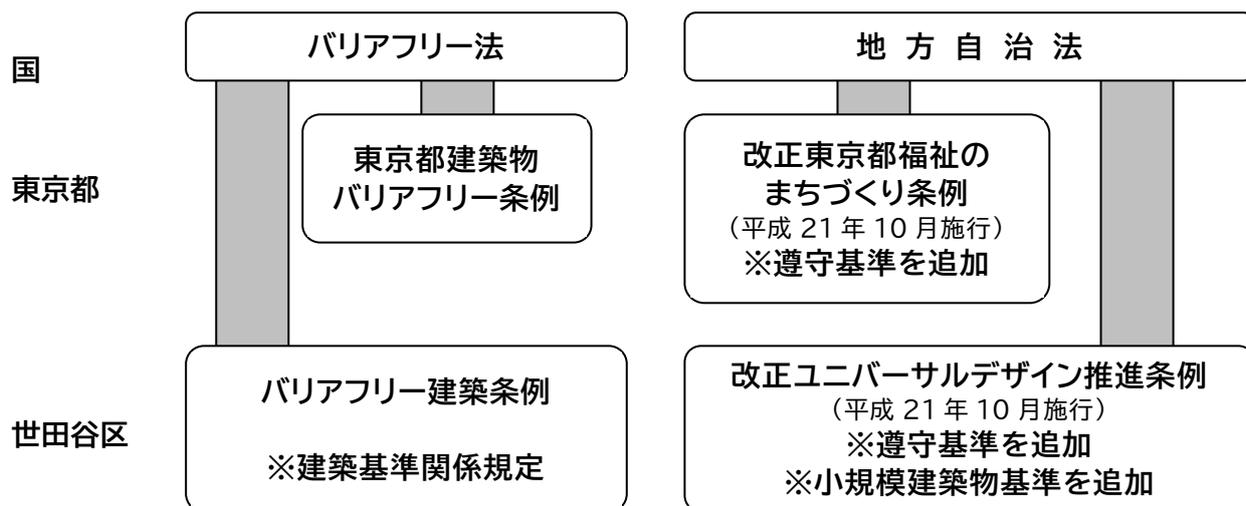
また、建築基準関係規定部分については、バリアフリー法との整合性を図り「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（以下「バリアフリー建築条例」という。）」の単独条例として新たに制定し、平成19年4月1日に施行しました。



4 ユニバーサルデザイン推進条例の改正

東京都は平成 21 年 3 月に、ユニバーサルデザインを基本理念として、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるよう、「東京都福祉のまちづくり条例」を改正しました。改正条例では、施設整備をより一歩進めるため、規則で定める一定規模以上の施設について、整備基準への適合努力義務から遵守義務としました。

区においても、引き続き東京都福祉のまちづくり条例と整合を図るとともに、都の条例と同等以上のユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成 21 年 10 月にユニバーサルデザイン推進条例を改正・施行しました。



5 福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備

国は、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。条約締結に先立ち、障害者差別解消法等の国内法令の整備が進められてきました。

また、平成 29 年 2 月に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」をとりまとめました。平成 29 年 3 月には、アクセシビリティに関する指針として、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」が策定されました。それらと並行して、建築設計標準の改正、バリアフリー法、旅客施設、車両整備ガイドライン等の改正が行われました。

これらの動向を踏まえ、東京都は東京 2020 大会とその先を見据えて、だれもがまちの中を円滑に移動できるとともに、すべての人々が同じ水準のサービスを受けられることなどを目指し、共に楽しむことができる福祉のまちづくりをより一層推進するため、車椅子利用者対応観覧席・客席等からのサイトラインの配慮を整備基準に追加する東京都福祉のまちづくり条例規則改正を行いました。（平成 31 年 4 月施行）

これを受け、区は東京都福祉のまちづくり条例と整合を図るとともに、平成 28 年に総務省消防庁が策定した「光警報装置の設置に係るガイドライン」の規定を踏まえ、更なる整備を進めるため、平成 31 年 4 月にユニバーサルデザイン推進条例規則の改正を行いました。

さらに、東京都建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例施行規則において宿泊施設の一般客室の整備基準を制定したことに伴い（令和元年 9 月施行）、区も令和元年 12 月にユニバーサルデザイン推進条例を改正・施行しました。

また、令和3年3月には、車椅子利用者用便房に様々な機能（オストメイト用設備、ベビーベッド等）が付加されることで利用が集中し、車椅子利用者の利用が困難となるケース等が発生したことから、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、トイレの表示は、利用対象及び個別機能を表示するピクトグラム等のみで表示する、又は、機能分散がなされている個別機能を備えた便房であれば、主な利用対象者を明確にする名称やピクトグラム等で表示する工夫を行うよう見直されました。

さらに、小規模な店舗等においても車椅子利用者の利用が推進されるよう、バリアフリー法施行令に500㎡以下の小規模な建築物に関する基準を追加制定したことに伴い、区のバリアフリー建築条例及びユニバーサルデザイン推進条例施行規則の改正・施行を行いました。（令和3年10月施行）

また、国の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」等の策定（令和6年1月）や、東京2020大会を契機としたバリアフリー化の進展等を踏まえ、宿泊施設における基準について、浴室等における前面通路幅の基準の設置や出入口幅の強化により、電動車椅子を含む車椅子利用者がより使いやすい一般客室の整備を促進するため東京都建築物バリアフリー条例および東京都福祉のまちづくり条例施行規則改正（令和5年10月施行）とマニュアルの改訂を行ったことに伴い、世田谷区でもバリアフリー条例やユニバーサルデザイン推進条例施行規則の改正（令和5年10月1日施行）とマニュアルの改訂を行いました。

6 ユニバーサルデザイン推進条例と関係のある法令や条例

(1)バリアフリー法

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」
 - ・政令（建築物）省令（道路・公園・公共交通・路外駐車場）で移動等円滑化基準を規定
- ≪省令基準等に関するガイドライン等≫
- ・高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
 - ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン
 - ・公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン
 - ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

(2)世田谷区バリアフリー建築条例（都市デザイン課）

- ・「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」
- ・政令で定める用途・規模・基準等に条例で必要な事項を付加
- ・区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則と遵守基準は整合

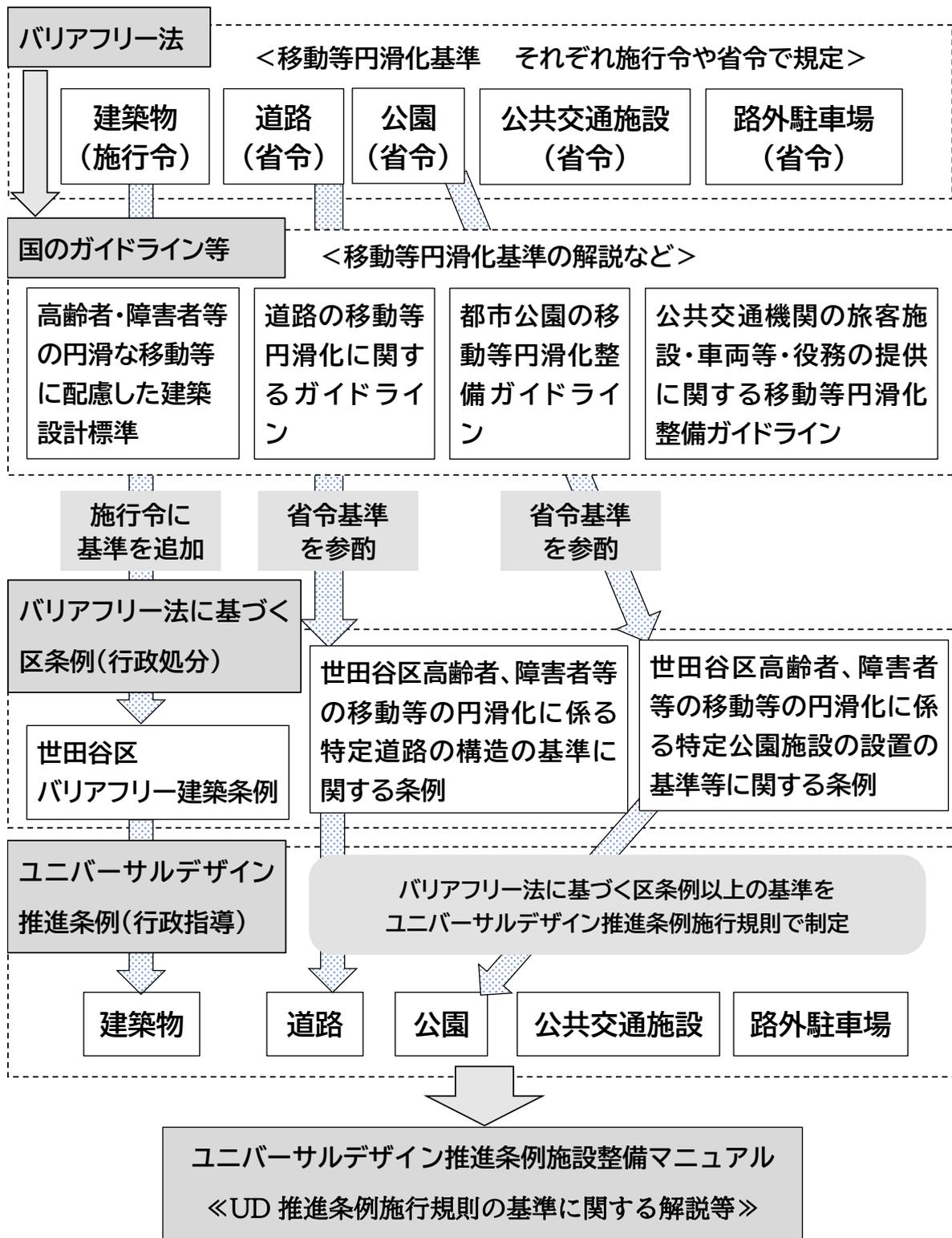
(3)世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定道路の構造の基準に関する条例（土木計画調整課）

- ・平成25年3月に制定、省令の基準を条例化
- ・ユニバーサルデザイン推進条例と基準を整合

(4)世田谷区高齢者、障害者等の移動等の円滑化に係る特定公園施設の設置の基準等に関する条例（公園緑地課）

- ・平成25年3月に制定、省令の基準を条例化
- ・ユニバーサルデザイン推進条例と基準を整合

7 ユニバーサルデザイン推進条例と法令や他条例との関係性



2 ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境整備について

1 ユニバーサルデザインとは

年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方のことです。

2 ユニバーサルデザインとバリアフリーの違い

ユニバーサルデザインもバリアフリーも、ともにすべての人が平等に社会参加できるという同じゴールを目指すものです。

ユニバーサルデザインは「できるだけ多くの人にとって快適な環境とするため、はじめからあらゆる方法でバリア（障壁）を生み出さないようにするもの」という考えであり、一方、バリアフリーは、「バリア（障壁）の存在を前提として、その除去を行うこと」です。

そのため、ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包含し、発展させた考えと言えます。

3 ユニバーサルデザインを図るための視点

世田谷区では、平成18年のバリアフリー法制定を受けて、平成19年4月、いえ・まち推進条例をユニバーサルデザインを基本理念とした条例に改正しました。このため、条例で定める施設を整備基準に沿って整備する場合においても、高齢者や障害者を含めた全ての人々が安心して円滑に施設を利用できるよう、設計していく必要があります。その中でユニバーサルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる5つの視点を紹介します。

公平 だれもが同じように施設や整備を利用できる
・高齢者や障害者、子ども、外国人など多様なニーズを視野に入れている。
・基本的にだれもが同じ動線で利用できる経路となっている。（特別な経路を設定していない。）
・だれもが差別感や疎外感を感じることなく、利用できるようになっている。
・いくつかの利用手段、使用手段があり、利用者が選択できるようになっている。
簡単（容易に） 利用者の知識や能力、状況に関係なく、容易に施設や設備を利用できる
・人の自然な動きに配慮し、わかりやすい配置や経路となっている。
・施設や設備の利用方法が、簡単でわかりやすいようになっている。
・情報が必要な場所で適切な方法により入手できる。
・情報が、重要な順にわかりやすく提供されている。
安全（危険なく） 特別な注意を払わなくても、危険なく施設や設備を利用できる
・だれにとっても、危険なものや場所が無いように配慮されている。
・設備・器具等が安全に操作、利用できるようにつくられている。
・うっかりミス等があっても、危険が無いように配慮されている。
機能（使い勝手よく） 使い勝手よく施設や設備を利用できる
・どのような体格や身体機能の人にも、利用しやすいスペースや大きさとなっている。
・押しボタン等の操作系設備の配置は、自然な姿勢や動作で利用できるように配慮されている。
・設備・器具等が、少ない力や自然な動作で利用できるように配慮されている。

快適（気持ちよく） 気持ちよく施設や設備を利用できる
・だれにでも快適さや心地よさが感じられるよう、素材や色使い等が配慮されている。
・施設全体や周囲との調和に配慮した魅力あるデザインとなっている。
・生活の豊かさが感じられるような質感の高いデザインとなっている。
・だれもが疎外感を感じることなく、気持ちよく利用できるようになっている。

4 当事者参画の考え方

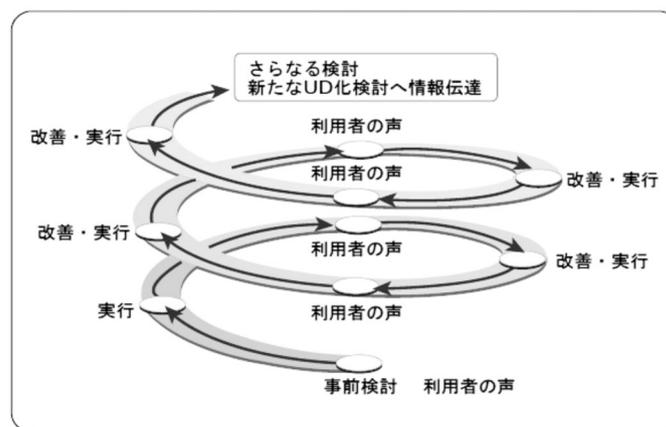
ユニバーサルデザインの考え方によって施設の環境整備を進めていくためには、利用者の様々な行動特性や利用実態を理解し、把握しておく必要があります。

施設の新設や大規模な改修等を行う場合には、運営事業者や設計者は、計画・設計・施工・完成後の各段階において、障害等の当事者を含めた多様な利用者等による検証や意見交換で得た情報や課題等の収集と蓄積を行い、活用（フィードバック）していくことが重要です。

次の計画にも反映し、さらに使いやすく、より良い整備に努めることができるだけでなく、維持管理面での工夫や適切な人的サポートにもつなげることができます。

このように、利用者の多様なニーズにきめ細やかに対応した建築物・道路・公園・公共交通施設等に改善していくために、整備の計画・設計・施工及び施設や設備の運用・管理において、こうした作業の繰り返し（スパイラルアップ）を着実に行うことが重要です。

そして、好事例が他の地域や事業者、設計者等へ波及してノウハウ等の蓄積が図られることにより、新たな取り組みが生まれ、当事者参画の機会が更に増えることが求められています。



《イメージ図》

5 一体的、連続的整備の推進

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例では、全ての人が施設を円滑に利用できるよう、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場について対象施設と整備基準を定め、整備を進めています。そして、個々の施設の整備を進めると同時に、公共交通施設と道路や建築物に近接する道路、情報提供など、施設間の円滑な利用や移動の連続性を確保するよう計画的・一体的に整備を進めることも重要となります。

このため、本条例では異なる施設所有者等が連携して一体的に整備をするよう定めています。

3 世田谷区バリアフリー建築条例

〔世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例〕

1 条例の趣旨

世田谷区は、高齢者、障害者等のすべての人が、円滑に利用できる建築物の建築を促進するため、バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定に基づき、法施行令で定める特定建築物※1 から特別特定建築物※2 に用途を追加し、法施行令で対象となる規模（2,000 ㎡）より引き下げ、さらに法施行令で定める建築物移動等円滑化基準に付加した基準を定めました。

この条例は、バリアフリー法第 14 条第 4 項の規定により、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなされているため、建築基準法に基づく建築確認・検査の際の審査対象となります。

※1 特定建築物 バリアフリー法施行令第 4 条に規定する、多数の者が利用する建築物。

※2 特別特定建築物 特定建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもので、特に整備が必要なものとして、バリアフリー法施行令第 5 条に規定があり、バリアフリー建築条例第 3 条、第 4 条及び別表第 1 では法に追加して定める用途・規模の建築物を定義している。

2 建築物移動等円滑化基準

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにバリアフリー法施行令第 11 条から第 24 条に規定する、建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定めたもので、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づいて付加したバリアフリー建築条例第 7 条から第 16 条を含みます。

(1) 建築物特定施設

高齢者、障害者等が円滑に利用するための整備対象でバリアフリー法施行令第 6 条に規定している施設（出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場、浴室等、標識、案内設備、案内設備までの経路）です。建築物特定施設には、移動等円滑化基準による整備が求められます。

(2) 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等といい、移動等円滑化経路等上にある建築物特定施設には、一般基準より高いレベルの整備が求められます。

- ① 道等から利用居室までの経路
- ② 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路
- ③ 利用居室から車椅子使用者用駐車施設までの経路
- ④ 建築物である公共用歩廊の一方の道等から他方の側の道等までの経路

(3) 特定経路

共同住宅における道等から各住戸（住戸の玄関扉）までの経路を特定経路といい、特定経路上にある建築物特定施設には、より高いレベルの整備が求められます。

(4) 宿泊者特定経路

宿泊施設では、不特定多数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路といいます。

3 中規模建築物と中規模共同住宅

区は、住宅都市という特性に鑑みて、東京都建築物バリアフリー条例よりも規模を引き下げて、整備を義務化しています。

(①バリアフリー建築条例第5条第2項、第3項、②第8条第2項)

- ① 中規模建築物：下記の用途で床面積の合計が 200 m²以上 500 m²未満の建築物
 - ・診療所（患者の収容施設を有しないものに限る）
 - ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ・飲食店
 - ・理髪店、クリーニング取次店等のサービス業を営む店舗
- ② 中規模共同住宅：床面積の合計が 1,000 m²以上 2,000 m²未満の共同住宅

4 増築・改築・用途変更

増築・改築・用途変更した部分の面積がバリアフリー建築条例で定める規模以上である場合、移動等円滑化基準に適合させる義務が生じます。また、下記の②から⑥の部分は増築などに係る部分でなくても移動等円滑化基準に適合させる義務が生じます。なお、建築基準法で規定する大規模な修繕、大規模な模様替えについては、対象ではありません（バリアフリー建築条例第15条）。

- ① 当該増築等にかかる部分
 - ② 道等から①にある利用居室、共同住宅の各住戸又はホテル等の一般客室までの経路
 - ③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
 - ④ ①にある利用居室から③までの経路※
 - ⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
 - ⑥ ①にある利用居室から⑤までの経路※
- ※利用居室が無い場合は、道等からの経路

5 複合建築物

(1) 床面積の合計が 2,000 m²未満の場合

各用途がバリアフリー建築条例で定める規模以上のものが対象となります。

(2) 床面積の合計が 2,000 m²以上の場合

バリアフリー法施行令やバリアフリー建築条例第3条で定める特別特定建築物の用途の面積を合計すると 2,000 m²以上となる場合は、それぞれの規模が条例等で定める規模未満であったとしても、複合建築物を構成するすべての特別特定建築物の用途部分が対象となります。この場合は、中規模建築物及び中規模共同住宅の対象規模であったとしても建築物や共同住宅の規定が適用になります。

4 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

1 条例の趣旨

世田谷区が将来にわたって、活力のある地域社会を形成し続けるために、すべての人がその個性及び能力を発揮することができ、自由に様々な活動に参画し、自己実現をすることができるよう、すべての人にとって利用しやすい生活環境を整備していくことが重要です。そのためユニバーサルデザインを総合的に推進するために、条例を制定しました。

2 条例のあらまし

(1) 目的

区、区民及び事業者の相互の理解と協働のもと、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が便利で心地よく利用できる生活環境の整備を推進することで、安全で安心して快適に住み続けられる地域社会の実現を目的としています。

(2) 区、区民等の役割

生活環境の整備に関して区、区民、事業者の役割を定めています。

① 区の役割

区は、条例の目的を達成するため、区民及び事業者との協働により、生活環境の整備に関する施策を推進します。

② 区民の役割

区民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるとともに、区の施策の推進に協力するよう努めることとします。

③ 事業者の役割

事業者は、ユニバーサルデザインについての理解を深め、積極的に生活環境の整備に努めるとともに、区の施策の推進に協力することとします。

(3) 区の基本方針

区は、条例の目的を達成するため、総合的かつ計画的に施策を推進します。

① 推進計画

生活環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる推進計画を策定します。

② 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

区長の附属機関として学識経験者、区民、事業者からなる「世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会」を設置し、整備基準や推進計画、施策の評価点検、推進地区の指定等に関する調査・審議を行います。

(4) ユニバーサルデザインの意識啓発

ユニバーサルデザインに係る意識を啓発し、すべての人が互いに理解を深め、交流の機会を設けるよう努め、区民及び事業者が生活環境の整備について理解を深めるとともに、生活環境の整備に関する啓発活動、相互の情報の共有、その他必要な措置を講じます。

(5) 対象施設

- ① 公共的施設：不特定又は多数の者が利用する建築物・道路・公園・公共交通施設等で、規則で定めるもの
- ② 特定公共的施設：公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるもので、規則で定めるもの
- ③ 集合住宅：共同住宅、長屋、寮、宿舎

(6) 公共的施設、集合住宅の整備

区は、公共的施設等の生活環境の整備について、事業者・施主の判断の基準となる事項を定めます。

① 公共的施設、集合住宅の整備基準への適合努力義務

公共的施設及び集合住宅を所有・管理する者又は新設・改修をしようとする者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

また、他の公共的施設又は集合住宅を所有・管理する者又は新設・改修をしようとする者と連携し、安全で安心な移動を確保することができるよう、適切かつ一体的な措置を講ずるよう努めなければなりません。

② 特定公共的施設、集合住宅の遵守基準への適合義務

規則で定める規模の特定公共的施設及び集合住宅を所有・管理する者又は新設・改修をしようとする者は、当該特定公共的施設を遵守基準に適合させるために必要な措置を講じなければなりません。

(7) 情報及びサービスに係る取り組み

事業者は、公共的施設を利用する者の安全で快適な利用及び移動を確保するため、必要な情報及びサービスの提供に努めるものとします。また、事業者は、情報の提供に当たっては、公共的施設を利用する者が容易に理解することができるように配慮し、情報の適切な管理に努めるものとします。

(8) 移動のユニバーサルデザイン

区は区民や事業者等と連携して区民の安全で安心な移動を確保するために適切な移動手段の確保と整備に努め、必要な場合は公共交通事業者に対し車両等の構造・運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請をするものとします。

事業者等は安全安心な移動環境の整備管理のための協定を締結することができます。

また、公共的施設において物品の放置等により移動の妨げにならないよう努めるものとします。

(9) 東京都の同様の条例との関係

東京都では「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しています。

世田谷区の条例は、都条例と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めているため、東京都福祉のまちづくり条例第29条に基づき適用除外を受けており、東京都への届出は不要となります。

5 整備における基本的な考え方・概要編

1 条例の対象施設

(1) 公共的施設と特定公共的施設

公共的施設は、不特定又は多数の者が利用する施設のうち規則で定めた施設です。公共的施設のうち、特に生活環境の整備を推進する必要があるものを特定公共的施設といい、確認申請の前（確認申請が伴わない場合は、工事に着手する 30 日前）に届出提出が必要です。区が道路等の新設等を行う際には、道路・公園・公共交通施設・路外駐車場新設等整備計画報告書を区長に提出します。

公共的施設の所有者等は、整備基準に適合させるよう努め、特定公共的施設の所有者等は、整備基準に適合させるよう努めるとともに、遵守基準に適合させなければなりません。

－公共的施設と特定公共的施設－

	公共的施設		特定公共的施設
建築物 (小規模建築物を含む。)	1 医療等施設	病院、診療所、助産所、施術所、薬局	全て
	2 公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
	3 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、保育所など	全て
	4 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	全て
	5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	全て
	6 自動車関連施設	自動車の駐車のための施設	250㎡以上かつ20台以上
		自動車の停留のための施設	500㎡以上
		自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上
		自動車教習所	1,000㎡以上
		ガソリンスタンド	全て
	7 公衆便所	公衆便所	全て
	8 集会施設	区民会館、地区会館、公会堂、集会場、冠婚葬祭施設など	全て
	9 物品販売業を営む店舗等	百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど	全て
		卸売市場	2,000㎡以上
	10 飲食店	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店など	全て
	11 サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、銀行、貸衣装屋等、ガス・電気・電気通信などの営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室など	全て
	12 宿泊施設	ホテル、旅館など	500㎡以上
	13 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	500㎡以上
	14 文化施設	博物館、美術館、図書館など	全て
	15 展示施設	展示場、自動車展示場、モデルルームなど	500㎡以上
16 運動施設	体育館、水泳場、ボーリング場など	500㎡以上	
17 遊興施設	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	500㎡以上	
18 公衆浴場	公衆浴場、クアハウスなど	200㎡以上	
19 業務施設	事務所	500㎡以上	
20 工業施設	工場など	2,000㎡以上	

	21 公共用歩廊	公共用歩廊	1,000 ㎡以上
	22 地下街	地下街など	1,000 ㎡以上
	23 複合施設	1 から 22、集合住宅の施設の複合建築物	1,000 ㎡以上
道 路	道路法・建築基準法による道路、公共通路など		全て
特 定 道 路	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 9 号の特定道路		全て
公 園	公園、緑地等（都市公園、児童遊園、身近な広場、広場状空地）、動植物園、庭園		全て
公共交通施設	鉄道駅、軌道の停車場、バスターミナル、自転車等駐車場など		全て
路外駐車場	路外駐車場で建築物及び小規模建築物に該当しないもの		250 ㎡以上 かつ 20 台以上
集 合 住 宅	集合住宅（共同住宅、長屋、寮、宿舍）は、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上又は住戸数 20 戸以上の規模のものが届出対象です。		

2 完了届の提出と適合証の交付

完了時には完了届を提出いただき、条例の基準に適合していることが確認できる場合には、整備基準又は遵守基準の適合証をお渡ししています。適合証は施設への掲示をお願いします。



《整備基準適合証》



《遵守基準適合証》

3 整備基準の種類と整備の対象範囲

(1) 整備基準と遵守基準

整備基準は、公共的施設の所有者等が適合に努めなければならない基準です。

遵守基準は、整備基準のうち特に守るべき基準で、特定公共的施設の新設・改修をしようとする者は遵守基準に適合させなければなりません。

公共的施設：整備基準への適合努力義務

特定公共的施設：遵守基準への適合・届出義務

	整備基準（努力）	遵守基準（義務）
建築物	建築物の整備基準（別表 2）	建築物の遵守基準（別表 3）
小規模建築物		小規模建築物の遵守基準（別表 4）
集合住宅	集合住宅の整備基準（別表 12）	集合住宅の遵守基準（別表 13）
道路	道路の整備基準（別表 5）	道路の遵守基準（別表 6）
特定道路	特定道路の整備基準（別表 6 の 2）	特定道路の遵守基準（別表 6 の 3）
公園	公園の整備基準（別表 7）	公園の遵守基準（別表 8）
公共交通施設	公共交通施設の整備基準（別表 9）	公共交通施設の遵守基準（別表 10）
路外駐車場	路外駐車場の整備基準・遵守基準（別表 11）	

(2) 整備基準と遵守基準の適用範囲の違い

建築物の場合は、整備基準と遵守基準で整備の対象範囲がそれぞれ異なります。遵守基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分（※）」に適用されます。一方、整備基準は、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分」に適用されます。これは、遵守基準の適用範囲に、不特定少数の者が利用する部分と特定多数の者が利用する部分を追加したものです。

※読み替え規定

バリアフリー法第 2 条第 19 号に定める特別特定建築物その他これらに類する施設以外の特定公共的施設（別表第 1 の 1 の部及び 2 の部に定めるもの）は、建築物の整備基準の個々の整備項目の中で、「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用します。（規則第 11 条第 7 項、集合住宅第 11 条第 8 項）

また、道路等の場合には遵守基準及び整備基準についてはどちらも「不特定かつ多数の者が利用する部分」に適用されます。

6 このマニュアルの見方

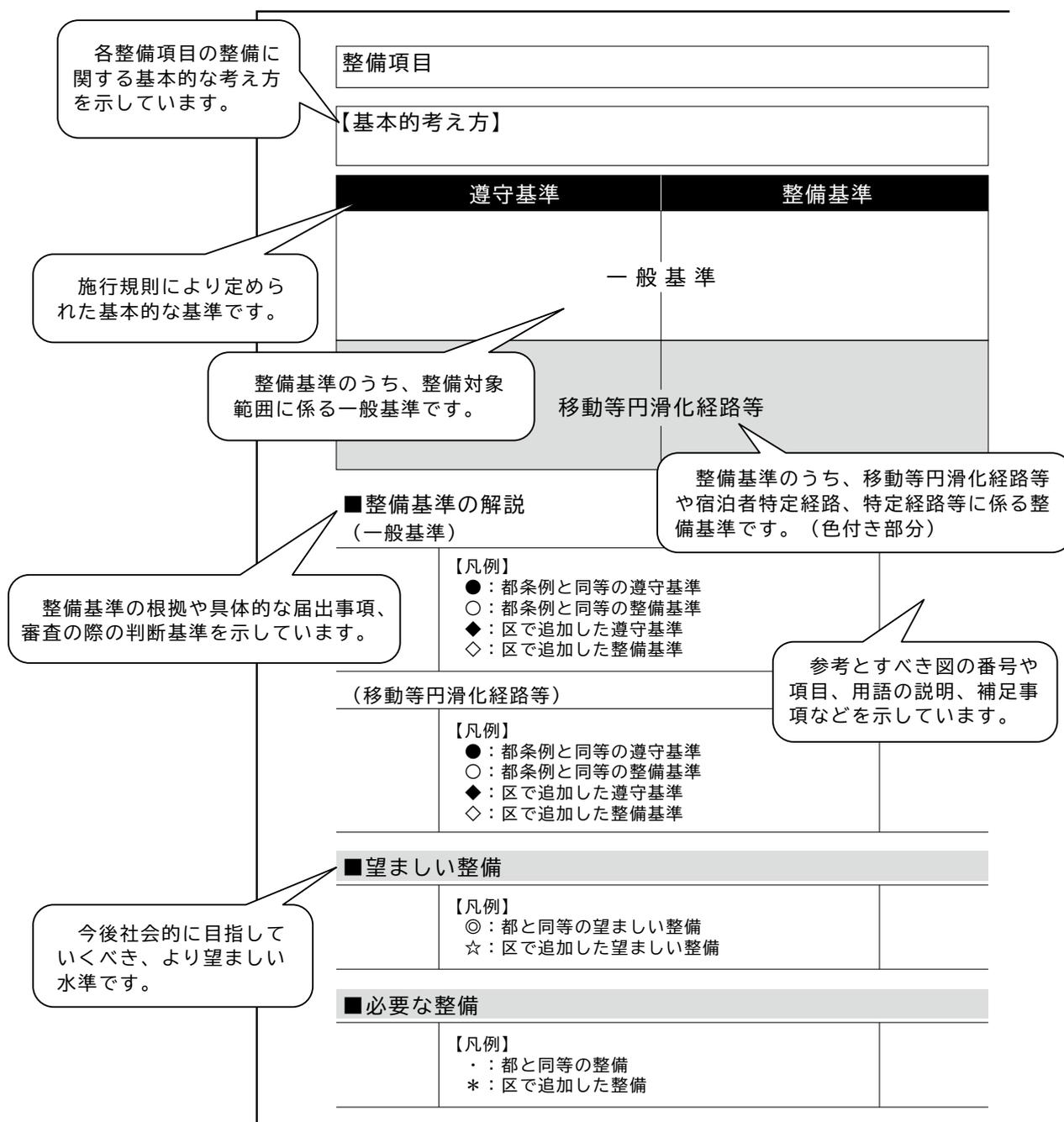
◆建築物編

建築物編では、「建築物（集合住宅以外）」「集合住宅」「小規模建築物」の順番で、それぞれの整備基準などを整備項目別に整理してあります。

「建築物（集合住宅以外）」「集合住宅」では整備項目ごとに「①基本的考え方」「②整備基準」「③整備基準の解説」「④望ましい整備」「⑤参考図」の5つにより構成されています。ただし、「建築物（集合住宅以外）」の整備項目 22～32 は「①基本的考え方」「②望ましい整備」若しくは「②必要な整備」、「③参考図」の3つにより構成されています。

また、「小規模建築物」では、整備項目ごとに「①整備基準」「②整備基準の解説」「③参考図」の3つにより構成されています。

【建築物（集合住宅以外）の一例】



《 参考図 》

【凡例】

- ：遵守基準
- ：整備基準
- ◎：望ましい整備

マニュアルの図解は
整備基準の内容の理解を
容易にするためのもので、一例と
して表示してあります。各施設の設計
目的や構造などに応じて、より利用
しやすいよう、設計における
配慮をお願いします。